

議案第 2 号

組織機構改革に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

組織機構改革に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 7 年 2 月 1 9 日提出

瀬戸内市長 武 久 顕 也

瀬戸内市条例第 号

組織機構改革に伴う関係条例の整理に関する条例

(瀬戸内市事務分掌条例の一部改正)

第1条 瀬戸内市事務分掌条例(平成16年瀬戸内市条例第7号)の一部を次のように改正する。

第1条中「副市長直轄組織及び」を削る。

第2条中「副市長直轄組織及び」を削り、同条の表中「

副市長直轄組織

- (1) 行政のデジタル化に関すること。
- (2) ダイバーシティ社会の推進に関すること。

」を削り、「

- (10) 入札及び契約に関すること。

」を「

- (10) 入札及び契約に関すること。
- (11) 行政のデジタル化に関すること。

」に、「

- (8) 自治会、コミュニティに関すること。

」を「

- (8) 自治会、コミュニティに関すること。
- (9) ダイバーシティ社会の推進に関すること。

」に、「

- (1) 道路、河川その他土木に関すること。
- (2) 建築指導に関すること。
- (3) 農、林、水産業に関すること。
- (4) 商、工業に関すること。
- (5) 錦海塩田跡地に関すること。
- (6) 文化に関すること。(次号に掲げるものを除く。)
- (7) 文化財の保護に関すること。
- (8) 観光に関すること。

」を「

- (1) 道路、河川その他土木に関すること。
- (2) 都市計画に関すること。
- (3) 建築指導に関すること。
- (4) 農、林、水産業に関すること。

- (5) 商、工業に関すること。
- (6) 錦海塩田跡地に関すること。
- (7) 文化に関すること。(次号に掲げるものを除く。)
- (8) 文化財の保護に関すること。
- (9) 観光に関すること。

」に改める。

(瀬戸内市国土利用計画審議会条例の一部改正)

第 2 条 瀬戸内市国土利用計画審議会条例(令和 4 年瀬戸内市条例第 5 号)の一部を次のように改正する。

第 8 条中「総合政策部企画振興課」を「産業建設部建築住宅課」に改める。

(瀬戸内市都市計画審議会条例の一部改正)

第 3 条 瀬戸内市都市計画審議会条例(令和 5 年瀬戸内市条例第 24 号)の一部を次のように改正する。

第 8 条中「総合政策部企画振興課」を「産業建設部建築住宅課」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

総合政策部

- (1)～(7) 略
- (8) 自治会、コミュニティに関する事。

市民部

- (1)～(5) 略

環境部

- (1)～(5) 略

福祉部

- (1)～(3) 略

こども・健康部

- (1)・(2) 略

産業建設部

- (1) 道路、河川その他土木に関する事。
- (2) 建築指導に関する事。
- (3) 農、林、水産業に関する事。
- (4) 商、工業に関する事。
- (5) 錦海塩田跡地に関する事。
- (6) 文化に関する事(次号に掲げるものを除く。)
- (7) 文化財の保護に関する事。
- (8) 観光に関する事。

(11) 行政のデジタル化に関する事。

総合政策部

- (1)～(7) 略
- (8) 自治会、コミュニティに関する事。

(9) ダイバーシティ社会の推進に関する事。

市民部

- (1)～(5) 略

環境部

- (1)～(5) 略

福祉部

- (1)～(3) 略

こども・健康部

- (1)・(2) 略

産業建設部

- (1) 道路、河川その他土木に関する事。
- (2) 都市計画に関する事。
- (3) 建築指導に関する事。
- (4) 農、林、水産業に関する事。
- (5) 商、工業に関する事。
- (6) 錦海塩田跡地に関する事。
- (7) 文化に関する事(次号に掲げるものを除く。)
- (8) 文化財の保護に関する事。
- (9) 観光に関する事。

上下水道部 (1) 下水道に関すること。	上下水道部 (1) 下水道に関すること。
-------------------------	-------------------------

瀬戸内市国土利用計画審議会条例(令和4年瀬戸内市条例第5号)新旧対照表(第2条関係)

現行	改正後
(庶務) 第8条 審議会の庶務は、 <u>総合政策部企画振興課</u> において処理する。	(庶務) 第8条 審議会の庶務は、 <u>産業建設部建築住宅課</u> において処理する。

瀬戸内市都市計画審議会条例(令和5年瀬戸内市条例第24号)新旧対照表(第3条関係)

現行	改正後
(庶務) 第8条 審議会の庶務は、 <u>総合政策部企画振興課</u> において処理する。	(庶務) 第8条 審議会の庶務は、 <u>産業建設部建築住宅課</u> において処理する。